**南九州畜産獣医学拠点**

**牛飼養事業**

**事業者公募要項（案）**

**令和５年２月**

**曽於市**

はじめに　南九州畜産獣医学拠点（ＳＫＬＶ）の概要

この度は，南九州畜産獣医学拠点（ＳＫＬＶ）にご興味をお持ちいただきありがとうございます。

2005年（平成17年）７月１日に曽於市が誕生して以降，少子高齢化による人口減少が加速度的に進行している状況です。

基幹産業である農畜産業においても，高齢化と人手不足が深刻な課題となっています。

また，平成28年３月31日に統廃合され閉校となった県立財部高校跡地の活用も課題となっていました。

一方，国立大学法人鹿児島大学共同獣医学部は，2019年12月11日，日本で初めて欧州獣医学教育機関協会（EAEVE)の国際認証を取得し，欧州水準の教育プログラムが実施できるようになりました。

しかしながら，鹿児島大学をはじめとする全国の獣医学部系の大学は，牛・豚・鶏・馬等の産業動物の実習先不足という課題を抱えています。

そこで，曽於市と鹿児島大学が連携し，双方の課題を解決するため，鹿児島県立財部高校跡地を活用した南九州畜産獣医学拠点（以下，本拠点という）を整備し，令和６年４月の運用開始を予定しています。

本拠点では，全国の獣医学生の実習や獣医師の卒後教育のため，産業動物の実証実習の場を提供し，高レベルの人材を育成するとともに，曽於市の基幹産業である畜産業の研究，研修を行うことで，地域の畜産技術向上や畜産の更なる振興を目指します。

更に，本拠点内で飼養する牛や鶏をブランド化し，国内のみならず世界へ供給することにより，畜産による地方創生の実現を目指しています。

本拠点は，牛，鶏に加え，馬関連施設も整備することで幅広い産業動物の実証実習が可能になるとともに，馬を活用した観光拠点としての役割も担います。

また，旧校舎を改修し，最大５社が入居できるレンタルオフィスや地域住民が利用できる交流室などを整備し，本拠点を中心に新たな人の流れを生み出し，交流人口の増加，新しい産業の創出など曽於市や畜産業が抱える多くの課題解決のための複合施設となる予定です。

今回，令和５年４月以降に公募する予定の牛飼養事業事業者公募要項（案）を公開します。応募をご検討いただける事業者の皆様におかれましては，この要項（案）を参考に応募について検討いただきますようお願いいたします。

なお，公募内容に関する質疑については，この要項（案）において行い，公募要項公開時には行いませんので，ご注意ください。

第１章　公募する事業の概要（予定）

１　公募する事業の名称

南九州畜産獣医学拠点　産業動物モデル飼育エリア　牛飼養事業

２　公募する事業の目的

本拠点における産業動物モデル飼育エリア牛飼養事業の目的は以下のとおりです。

⑴　獣医学教育水準の向上及び畜産業の振興

鹿児島大学をはじめとする全国の獣医系大学の学部学科，及び卒後教育の実証実習施設として，肉用牛の生体に関する調査研究のために飼養牛を使用させ，獣医学教育水準の向上及び畜産業の振興を図る。

また，JGAPの取得農場及び研修施設として，農業従事者等の研修を受入れ，畜産業の更なる振興を図る。

⑵　次世代型畜産の実現

牛の飼養施設は次世代閉鎖型牛舎とし，黒毛和種を最新鋭の設備を用いて飼養する。飼養にあたっては，アニマルウェルフェアの基準に従って飼養するとともに，本拠点内に整備するローカル５Ｇ環境を活用し，IoTやICT技術を用いて生産性の向上や省力化等，次世代型畜産を探求，実現する。

また，地球温暖化対策やＳＤＧｓ等の社会課題や牛の排せつ物処理等の畜産課題にも積極的に取組む。

⑶　ブランド牛の作出

牛飼養事業者（以下，事業者という），曽於市及び鹿児島大学等と相互協力することにより，健康で良質な高付加価値の世界的なブランド牛を作出する。

⑷　曽於市の持続的な発展

曽於市の基幹産業である畜産業の更なる振興を図るとともに，地域の雇用創出や地域活性化への取組み等，曽於市の持続的な発展に寄与する。

３　公募する事業の概要

事業者は，本拠点内に整備されている次世代閉鎖型牛舎３棟及び付帯設備を賃借し，アニマルウェルフェアの基準に従って黒毛和種の肉用牛を一貫飼養する。

また，飼養牛を使用した獣医学部生等の実証実習や研究に協力し，高レベル人材の育成に寄与するとともに，農業従事者等の研修受入れやブランド牛の作出等に積極的に取組み，今後の畜産振興に寄与する。

詳細は下記の通りとする。

【牛の飼養・出荷に関すること】

* JGAPの規則に則り飼養管理すること。
* 本拠点での事業開始後，概ね３年以内にJGAP認証を取得し，以後維持更新すること。
* アニマルウェルフェアの基準に従って飼養管理すること。
* 黒毛和種牛の一貫飼育として飼養管理すること。
* 施設内では，牛伝染性リンパ腫（牛白血病）非感染牛のみを飼養すること。検査にかかる費用は，事業者の負担とし，入舎前に陰性を２回証明すること。
* 牛伝染性リンパ腫（牛白血病）の検査機関については，鹿児島大学が設置する検査機関を利用すること。検査方法は，抗原検査とすること。
* 入舎後の牛については，１年間に２回の牛伝染性リンパ腫（牛白血病）の検査を行うこと。検査については，鹿児島大学が設置する検査機関を利用すること。
* 牛伝染性リンパ腫（牛白血病）陽性が判明した場合には，当該牛を１週間以内に施設外に搬出すること。
* 供用開始後５年以内に，施設への導入牛（基本的に繁殖素牛）の半数以上を曽於中央家畜市場から導入すること。
* ICT技術を用いた省力化システムを導入すること。

（省力化システムの導入については，事業者側からの提案を審査します。）

* 供用開始当初から，繁殖牛，子牛及び育成牛を合計で50頭程度飼養管理し，供用開始３年後には繁殖牛，子牛，育成牛及び肥育牛を合計で300頭から350頭程度（概ね繁殖牛100頭，子牛を含む育成牛100頭，肥育牛150頭）を飼養管理すること。

（導入及び飼養計画については，事業者による提案を審査します。）

* 子牛を市場で販売すること及び事業者が所有する他農場に仕向けることは可能とするが，飼養計画に基づき在庫管理すること。
* 家畜共済制度については，事業者が加入すること。
* 飼養管理牛の疾病発症及び予防に最大限配慮し，診察が必要な場合には遅延なく鹿児島大学に所属する獣医師（緊急時及び同獣医師不在時を除く）に診察を依頼すること。診療費用等については，鹿児島大学と協議すること。
* 配合飼料については，事業者側の提案を審査します。研究事業により，配合飼料を変更する場合は，委託料の支払い又は交付金の支払い等の条件を協議します。研究事業による不利益が生じないよう配慮します。

　【アニマルウェルフェアの飼養基準】

* 牛の飼養面積は，１頭あたり，６平方メートル以上とすること。やむを得ない場合は，一時的に下回る場合は可とする。
* 生まれた子牛は，原則として３か月間以上は母牛と一緒に過ごすこと。

【施設内の機器に関すること】

* 本拠点内の牛飼養施設で使用する機械（ダンプ，ショベルローダー，ホイールローダー，フォークリフト，給仕機等）については，事業者において準備すること。
* 牛舎３棟，付帯施設の構造等については，別紙１の平面図を確認すること。
* 人工哺育については，原則として行わないこと。
* 本拠点内の牛飼養施設に関する維持管理費の目安については，別紙２のとおりである。（あくまで目安であり，実際の維持管理費を保証するものではありません。）
* 本拠点内の牛飼養施設において設置している設備については，『対象施設概要』及び『平面図』を確認ください。また，ICT機器の設置に関しては，事業者において選定し提案することとします。ICT機器の設置に関する独自の助成はありません。畜産クラスター事業等の補助金・交付金等の活用を検討してください。

【牛のブランド化に関すること】

* 供用開始後５年以内に本拠点のブランド牛として年間50頭以上の肥育牛を出荷できるように，曽於市及び鹿児島大学とともにブラント化を実施すること。
* ブランド牛はアニマルウェルフェアの基準に従って飼養された，疾病フリーかつ，部分肉歩留等級A及びBMS評価値№8以上であること。
* ブランドは本拠点のブランドとして活用すること。
* ブランド牛の出荷及び販売戦略については，事業者側からの提案を審査します。
* 供用開始後５年以内にブランド牛として海外への輸出も行うこと。海外輸出事業については，事業者側からの提案を審査します。具体的な事例を挙げて提案してください。

【産業動物の実習・調査・研究等への協力に関すること】

* 鹿児島大学が推進する実習・調査・研究のために，飼養管理牛を原則として供試すること。
* 全国から訪れる獣医学生等の実習等のために，飼養管理牛を原則として供試すること。
* JGAP認証取得後，JGAP実習施設として農業従事者等の実習等を受入れること。
* 本拠点の管理運営団体の事業推進に協力すること。
* 曽於市の事業推進に協力すること。
* 拠点施設に入居する他の民間事業者の事業推進に協力すること。

【その他】

下記の社会課題への対応について，事業者側からの提案を審査します。

* 家畜排せつ物の処理について
* ＳＤＧｓへの取組みについて
* 地球温暖化への取組みについて
* 地域雇用の創出への取組みについて
* 地域活性化への取組みについて

第２章　牛飼養事業公募概要（予定）

１　対象施設概要

事業者が借り受ける施設は，曽於市が所有する下記の施設です。

⑴　所在地・・・鹿児島県曽於市財部町南俣１３４３

⑵　対象施設

ア　次世代閉鎖型牛舎（スマート牛舎）

* 繁殖・育成・親子牛舎　鉄骨造　2,159.92㎡×１棟
* 肥育牛舎　　　　　　　鉄骨造　1,462.72㎡×１棟
* 肥育等牛舎　　　　　　鉄骨造　　826.20㎡×１棟

イ　付帯設備

* 飼料庫・衛生管理室　　鉄骨造　339.14㎡
* 敷料庫　　　　　　　　鉄骨造　287.87㎡
* 堆肥舎　　　　　　　　鉄骨造　423.99㎡

※対象施設は，令和５年３月27日に完成する予定です。

２　公募対象となる牛飼養事業者（基本的要件）

* 応募時において，南九州（鹿児島，宮崎，熊本いずれかの県内）において畜産業を営む法人であること。
* 十分な資金及び畜産農家としての経営ノウハウを有し，長期間にわたって安定的に経営できる能力を有すること。
* ５年間以上の黒毛和種の一貫飼育経験を有していること。
* 令和２年度の全出荷黒毛和種牛のBMS評価の平均値が№8以上の実績を有すること。（※BMS評価とは，牛脂肪交雑基準のことである。）
* 既に経営している他の事業所において，JGAP認証を取得している，又は令和５年度中に取得見込みの事業者であること。
* 本拠点の牛飼養施設において，事業開始後概ね３年以内にJGAP認証を取得できる事業者であること。
* 本拠点における，牛飼養事業の目的を十分に理解し，鹿児島大学等の研修・研究，及び曽於市等と連携・協力してブランド牛の作出に協力する体制を確保できる事業者であること。

３　対象施設の使用条件

【使用許可申請】

曽於市に対象施設の使用許可申請をし，許可後，対象施設が使用可能になります。

【許可期間】

* 許可期間は３年間とします。
* ただし，毎年度審査を実施し，本事業の目的達成にそぐわない事業者と判断された場合は，許可を取り消すことがあります。

※許可を取り消された場合，事業者は遅滞なく退去することとします。

※許可の取り消しにより事業者が被る損害等について，曽於市（指定管理者を指定していた場合は指定管理者）への請求は一切認めないものとします。

【使用開始時期】

令和５年度中に曽於市へ対象施設の使用許可申請を提出し，許可後，施設使用が開始します。（使用開始時期は協議により決定します）

【使用料等】

使用料は，年間２，０００，０００円～３，０００，０００円程度となる予定です。

　　※令和５年度は準備期間とし，徴収しない予定です。

【使用料の見直し】

使用料は，本施設の使用開始から許可期間満了の日まで原則として一定としまが，ブランド牛販売などの実績を考慮し増額する場合があります。

【その他の費用】

対象施設において使用した光熱水費，通信費等の費用は事業者の負担とします。

　※令和５年度は準備期間とし，徴収しない予定です。

【支払方法】

⑴　使用料は，原則として曽於市が指定した方法により，指定した期日までに毎月支払うものとします。

⑵　使用料の支払いが遅れた場合は，曽於市税条例第19条第１項の規定に準じて延滞金を徴収します。

　　※令和５年度は準備期間とし，徴収しない予定です。

【指定管理者を指定した場合の対応】

曽於市が本拠点に指定管理者を指定した場合は，事業者は指定管理者へ新たに使用許可申請を行い，許可を受けることなります。

【用途の指定】

事業者は，本施設を肉用牛一貫飼養施設として使用しなければなりません。

【物品の用意】

対象施設を使用して運営するにあたり必要となる物品は，原則として事業者が用意することとします。

【設備の追加整備】

⑴　追加設備に関する手続き

曽於市が用意した設備以外のもので，対象施設において事業を行うために必要な設備は，事前に曽於市に事前に承諾を得たうえで，事業者の負担で自ら整備してください。なお，対象施設の使用を終了する場合は原状回復を行う必要があります。

ただし，退去する際に次の事業者が決まっており，追加設備について残置する合意ができている場合で，退去前にその旨曽於市に承諾を得た場合は，追加備品の残置を認めるものとします。

⑵　造作買取請求権の放棄

使用期間中に⑴により整備した追加設備について，退去する際に事業者が借地借家法第33条に基づく「造作買取請求権」は放棄するものとします。

【維持管理及びその費用負担】

施設，設備等の維持管理に要する費用は，事業者の負担となります。ただし，曽於市が設置した施設の設備，例えば電気系統，機械系統の設備は，市が維持管理し，その費用を負担します。なお，事業者の故意，または過失による汚損等による修繕，原状回復に要する費用は事業者の負担となります。

【施設の返還】

事業者が施設使用を終了するときは，事業者側の負担により，追加整備した設備等の撤去等を行い，原状回復させ退去することになります。

第３章　応募及び選定の手続き（予定）

※第３章は今回の情報公開の対象外事項ですが，参考として記載します。

１　応募の手続き

⑴　公募スケジュール

下記の通り公募を予定しています。※変更になる場合があります。

|  |  |
| --- | --- |
| 日程 | 内容 |
| 令和５年２月３日（金） | 公募要項（案）の公開  質疑受付開始 |
| 令和５年２月28日（火） | 質疑の受付締切 |
| 令和５年３月14日（火） | 質疑回答公開 |
| 令和５年４月３日（月） | 公募要項の公表 |
| 令和５年４月10～14日（月～金） | 内覧会・説明会（説明会は12日の予定） |
| 令和５年４月24日（月） | 参加表明書類の提出〆切  ※辞退届は５月13日（金）まで |
| 令和５年５月15日（月） | 書類審査 |
| 令和５年５月22日（月） | 面談審査 |
| 令和５年５月29日（月） | 審査結果通知 |
| 令和５年６月５日（月） | 優先交渉権者との協議 |
| 令和５年６月19日（月） | 基本協定の締結 |
| 令和５年７月上旬 | 施設使用許可申請・許可 |
| 令和５年７月下旬 | 牛搬入スケジュールの作成提出 |
| 令和５年10月以降 | 牛搬入開始 |

⑵　応募要件

ア　基本的要件

『第２章　牛飼養事業公募概要』の『２　公募対象となる牛飼養事業者（基本的要件）』を参照ください。

イ　応募者の制限

応募者が次に規定する制限に抵触した場合は，当該応募者は失格とします。

・破産法第18条又は第19条の規定による破産の申し立てがなされている者

・会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申し立てがなされている者

・民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者

・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員に該当する者

・宗教又は政治を主たる活動とする者

⑶　応募手続

ア　参加表明

（ア）　受付期間

令和５年４月３日（月）～令和５年４月24日（月）17時必着

（イ）　提出方法

下記提出先まで，別紙３提出書類一覧に記載の提出書類を郵送又は直接持参にてご提出ください。なお，参加表明書類提出後，事業への参加を辞退する場合は，辞退届（様式第６号）を令和４年５月13日（金）までに提出してください。

イ　説明会について

説明会を令和５年４月12日（水）に予定しております。参加を希望される事業者の方は令和５年４月７日（金）までに下記までご連絡ください。

ウ　提出書類

参加表明書類は別紙３提出書類一覧のとおりです。

２　選定の手続き

⑴　審査体制

審査は，曽於市が行うこととします。

⑵　牛飼養事業者の決定方法

事業者の決定方法は下記の通りとします。

ア　選考手順

応募受付後，審査（資格審査，書類審査及び面談審査）を経て，事業者を決定します。

イ　資格審査

応募者が『第３章　応募及び選定の手続き』の『１　応募の手続き』の『⑵　応募要件』における基本的要件に該当し，応募者の制限に抵触していないかを審査します。

ウ　書類審査及び面談審査

曽於市において書類を審査します。その後，応募事業者と面談を行った上で事業者を決定します。

エ　優先交渉権等の決定について

審査の結果を踏まえ，優先交渉権者を決定し，応募者全員にその結果を通知するとともに，曽於市ホームページでも公表します。応募者は優先交渉権者の決定に対して異議を申し立てることはできないものとします。

⑶　審査項目

別紙４のとおり

３　対象施設の使用許可

優先交渉権者は，曽於市からの選定通知後，速やかに事業内容について曽於市と協議を行います。

事業の基本的事項について協議が成立した後，令和５年７月以降，優先交渉権者が曽於市へ施設の使用許可申請書を提出し，許可を受けることとなります。

第４章　質疑

１　スケジュール

下記の通り質疑を受け付ける予定です。※予定は変更になる場合があります。

|  |  |
| --- | --- |
| 日程 | 内容 |
| 令和５年２月３日（金） | 公募要項（案）の公開  質疑受付開始 |
| 令和５年２月27日（月）～３月13日（月） | 施設見学※希望により随時 |
| 令和５年２月28日（火） | 質疑の受付締切 |
| 令和５年３月14日（火） | 質疑回答公開 |
| 令和５年４月３日（月） | 公募要項の公表 |

２　質疑・回答

⑴　質疑の方法

この公募（案）における質疑がある場合，質問書（様式第６号）に所要の項目を記入し，令和５年２月28日（火）17時までに下記提出先までご提出ください。

⑵　質疑に対する回答

質疑に対する回答については，令和５年３月14日（火）までに文書により回答します。

また，市ホームページにも質疑内容と回答について公表します。ただし，質問者名については公表しません。

⑶　提出先

曽於市役所企画政策課南九州畜産獣医学拠点整備推進室

〒899-8692　鹿児島県曽於市末吉町二之方1980

電話：0986-76-8802（内線1221・1232）

E-mail：kikaku\_sousei@city.soo.lg.jp

３　公募要項公表時の質疑

令和５年４月以降に公開する予定の『南九州畜産獣医学拠点　産業動物モデル飼育エリア　牛飼養事業』の公募要項公開時には，質疑・回答は行いません。応募を検討されている事業者につきましては，ご注意ください。